

## 自動車の登録業務について

当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

登録に関する事務については、国土交通省職員の中から、国土交通大臣が任命した自動車登録官が執行することとされている（道路運送車両法第24条第1項）。

自動車登録官の任命、服務及び研修については、国家公務員法等のほか、特別に法令で定められている（道路運送車両法第24条第2項、「自動車登録官及び自動車検査官の任命、服務及び研修に関する規則（国土交通省令）」）。

これは、登録事務に従事する職員は、各種の行政法規、民事関係法規等の関係法規について専門的な知識が必要となること、また、極めて多数の案件を厳正、迅速かつ確実に処理するためには、専門的な訓練が要求されるとともに、全国的に一律の水準で行わなければならないことなどから規定されているものである。

自動車の登録業務に際して、他行政機関と連携する必要があるから公務員が業務を行うべきである、とのことだが、連携することと業務の実施主体を民間にすることは相関関係はないものと考えられる。この点についての見解如何。

他の行政機関との平素からの緊密な連携、重要情報の交換は、公的機関同士であることから生ずる信頼感が基礎となって、円滑かつ効率的に行われているものと考えている。

- ・ 民間が自動車の登録業務を行うことを仮定した場合、当該民間に対して守秘義務及び中立性の保持義務を法令でかけることで中立性、公平性が担保されるものと考えられる。この点についての見解如何。
- ・ 公権力の行使や行政処分をなし得る主体が公務員であるという必然性はないため、自動車登録事務について、仮に行政処分性があるにしても、公務員以

外が行うことは不適切であることは言えないと考えられる。この点について  
の見解如何。

仮に、守秘義務及び中立性の保持義務を法令で規定し、制度上、中立性・公平性を担保したとしても、また、行政処分を公務員以外の者に行わせることは立法政策上の問題であるとしても、登録業務が、国によって管理され、厳正な手続きによって行われることから生じる国民の信頼性や公的機関同士による信頼感が基礎となって行政の連携が円滑かつ効率的に行われていることを勘案すれば、公務員で行うことがより適切と考える。